

[事案 29-149] 契約解除無効請求

・平成 30 年 1 月 22 日 和解成立

<事案の概要>

うつ病エピソードによる入院について給付金を請求したところ、告知義務違反により契約を解除されたことを不服として、解除の取消しを求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

うつ病エピソードによる入院について、医療保険に基づき入院給付金を請求したところ、過去 5 年以内に通院・投薬歴があったとして告知義務違反により平成 28 年 8 月に契約した米ドル建終身保険を解除された。しかし、以下の理由により、解除の取消しを求める。

- (1)告知に当たり、募集人に対して、臨床心理士によるカウンセリングの領収書を見せたところ、募集人は、医師による診察でなければ告知は不要である旨の発言をした。また、募集人は成績を上げたいばかりに、「いいえ」で「大丈夫、大丈夫と言うのみで、正確に告知するよう指導すべき義務を怠った。
- (2)別契約のためにしたはずの告知が、本契約の告知として流用されることについて、当時聞いておらず、事後に知った。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求には応じられない。

- (1)募集人は、申立人から領収書を見せられたことはなく、申立人の病状を認識していなかった。また、告知書の「いいえ」に印をつけるよう示唆したこともない。
- (2)募集人は、別契約の申込時の告知を本契約に流用すること、本契約の申込みには追加告知が必要であることを申立人に説明した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の状況を確認するため、申立人および募集人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人による不告知教唆があったとは認められないものの、以下等の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)本契約の告知として流用された別契約の告知は、別契約において本来必要でなかったものであり、個人情報 の適正な取得の観点からすると、適切ではなかった。
- (2)募集人は、追加告知を取得するにあたり、外形的に見て、それが別契約の告知を前提とした追加のものであるという点を、申立人に対して十分には意識させなかった。
- (3)募集人は、本契約の設計書（契約概要）を、パソコンまたはタブレット端末のディスプレイ上で申立人に提示したのみで、申込前に交付するとしている保険会社のルールを履行しなかった。